



第15号
2008. 7. 9
豊田市役所市民課
外国人情報提供
(CS7-キング)グループ
0565-34-6967

「メルバ」はトルコ語で「こんにちは」という意味。
…トルコは東西文化交流の地 ……→ 情報交流の期待を込めて…



市民課へお越しの際は

本人確認書類 をお持ちください。

不正請求や成りすまし等の防止のため、住民基本台帳法及び戸籍法の一部を改正する法律が平成20年5月1日に施行されました。

そのため市民課すべての窓口において、お越しいただいた方の本人確認をさせていただきます。

※ 会社の担当者の方が代理で申請される場合は、担当者の方の確認書類をお持ちください。

★こんな書類をご持参ください。

〔1種類でよいもの〕

外国人登録証明書、運転免許証などの官公署が発行した身分証明書で顔写真付きのもの

〔2種類必要なもの〕※

① 健康保険証、地方公共団体が発行した医療受給者証など

② その他、本人であることを確認できる書類

(例；勤務先の社員証、学生証等)

※上記①②の書類を各1種類、または①の書類を2種類の提示が必要です。

詳しいことはお問合せ下さい。

★外国人の方が登録原票記載事項証明の申請をされる場合も同様です。申請者がご本人の場合は本人確認、別世帯の方が代理申請されるときは、代理の方の本人確認をさせていただきます。

お問合せ先

◎外国人登録に関する手続き 市民課 外国人登録担当 0565(34)6768

◎証明申請、印鑑登録について 市民課 証明担当・印鑑担当 0565(34)6625

＜第15号はこんな内容です＞

★ 窓口での本人確認について…P.1

★豊田市教育委員会からのお知らせ…P.2

★ 豊田市国際課からのお知らせ…P.3

★豊田市市民相談課からのお知らせ…P.4

企業内での日本語教室を支援します

～ 豊田市国際課からのお知らせ ～

- 豊田市では、広く外国人の方に基礎段階の日本語能力を習得していただくための仕組みづくりとして、「とよた日本語学習支援システム」の構築に取り組んでいます。
- この取組の一環として、企業内や地域内で日本語教室を開きたいが何をしたらよいか分からない(又は日本語教室を開いたがノウハウがなく困っている)といった企業、グループの教室運営を支援します。
- 以下に、昨年度試行実施した2つの企業内日本語教室をご紹介しますので、この事例を参考としていただき、興味のある企業はお気軽にご相談ください。担当者がおうかがいさせていただきます、詳しく支援の内容や条件などをご案内させていただきます。

※「とよた日本語学習支援システム」の構築は、名古屋大学に委託して取り組んでいます。

<参考事例>：3か月を1タームとして実施した試行教室です。

※支援内容：講師の派遣、ボランティアの派遣、その他

1 大豊工業(株)

- 開催日時：平成20年1月～3月の水・金曜日 午後3時15分から午後5時
- 開催場所：大豊工業 厚生センター2階会議室
- 参加者：中国人14名
- 教室結果
○3か月で会話能力が格段に向上し、企業担当者から高い評価をいただきました。

2 派遣先：(株)東海理化 派遣元：(株)モダン装美

- 開催日時：平成20年1月～3月の木曜日
教室1：午後5時20分～6時50分、教室2：午後7時10分～8時40分
- 開催場所：東海理化 会議室
- 参加者：日系ブラジル人30名
- 教室結果
○企業担当者に、日本語学習の重要性についてご理解いただくことができました。



【問合せ】

とよた日本語学習支援システム 担当者：土井佳彦

(電話受付時間：火～金の午前9時～午後5時)

TEL 0565-33-5931 (豊田市国際交流協会)

FAX 0565-33-5950 (同上)

E-mail : toyota-j@ecis.nagoya-u.ac.jp

メルハバ通信

今年度第1回目のメルハバ通信です！今回の話題は「お中元」。その起源は中国道教の陰暦7月15日「中元」にあると言われています。それが仏教の(旧)盆と結びつき、一年の半分の区切りとして7月15日を目安に品物を送る習慣として根付いたようです。私も20年度新規職員として4月に市民課に配属され、多くの方々のお世話になりながら日々、自身の無力さを痛感しています。常に周りに対する感謝の気持ちを忘れず、たとえ品物でなくとも言葉や態度で応えていきたいですね